

AOI Partners 人事労務 LETTER

労働保険年度更新と定時決定のコロナ禍対応

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等が解除され、通常に出勤される姿が見られるようになってきました。が、東京や世界を見ているとなかなか油断できない状況のようです。そんな中ですが、7月に入り、労働保険年度更新と、社会保険の定時決定(算定基礎届)の提出期限も間近になってきました。今回は、新型コロナの影響を受けている場合も多いと思います。特例などもありますので、ぜひご確認ください。

〈労働保険の年度更新〉

1. 新型コロナウイルスによる休業手当の取り扱い

新型コロナウイルスにより、休業した際の休業手当の額も、労働保険料賃金総額に含める必要があります。

2. 労働保険料の猶予(特例)

令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)で事業収入が20%以上減少し、納付が困難である場合は、「労働保険料等納付の猶予申請書(特例)」を提出することで、担保なく納付が1年間猶予されます。(令和2年2月1日から令和3年1月31日分) 但し、通常通り申告期限までに労働保険料の申告を行っておく必要があります。

〈社会保険の定時決定(算定基礎届)〉

1. 新型コロナウイルスによる休業手当の取り扱い

7/1時点で、新型コロナウイルスによる一時休業が「解消していない場合」と「解消している場合」で取り扱いが変わります。

①7/1時点で状況が**解消していない場合**

4月から6月に実際に支払われた通常の給与額だけでなく、休業手当が含まれる月の給与額も合わせて報酬月額を算出します。

②7/1時点で状況が**解消している場合**

4月から6月に支払われた給与のうち、休業手当を含まない月を算定対象とします(4~6月のいずれも休業手当が支払われている場合は、低額な休業手当等に基づいて決定または従前の標準報酬月額で算定します)。

※算定基礎届の記入・提出ガイドブック(令和2年度) ケース⑦

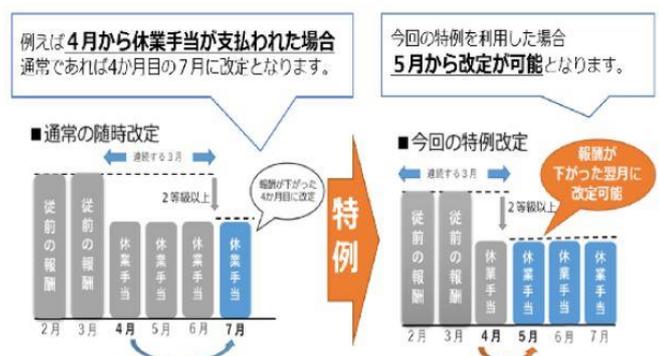
2. 社会保険料の猶予(特例)

令和2年2月以降の任意の期間で事業収入が20%以上減少し、納付が困難な事業所について納付の猶予(特例)申請書を提出することで、1年間納付が猶予される、通常必要な担保が不要となる、延滞金もかからなくなるという、特例が適用可能となっています。

3. その他

標準報酬月額の特例改訂ができるようになりました。(令和2年4月~7月)

新型コロナウイルスの影響により休業させたことで、報酬が2等級以上下がった場合、通常の随時改定を待たず翌月から改定が可能となります。
※被保険者本人の同意が必要となります。



ご不安な点等あれば、ぜひお気軽にご相談ください。